

## 港湾局「業務における熱中症対策に関する積算要領」

建設コンサルタント業務等における熱中症対策の積算については、港湾請負工事積算基準「第1編 設計等業務 1 節 計画・開発・調査等業務 間接原価」「第2編 測量・調査等業務 1 節 測量業務 間接測量費」「第3編 土質調査業務 1 節 土質調査業務 業務管理費」の率分にて計上していたが、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、今般の港湾請負工事積算基準改定において、率に含まれない現場の施設や設備に対する熱中症対策については別途積み上げ計上を行うこととしたので以下のとおり実施するものとする。

### 1. 実施内容

- (1) 受託者が別途積み上げ計上を請求する施設・設備の種類や規模および設置期間については、受発注者協議のうえ決定するものとし、実施に際しては計画書を提出するものとする。
- (2) 積み上げ費用の計上は、率分熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認し計上する。
- (3) 熱中症対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該業務における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。
- (4) 熱中症対策に関する施設や設備について、購入品の場合は、当該業務における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。
- (5) 技術提案事項については費用計上の対象外とする。
- (6) 受託者は、実施状況を書面にて提出し、監督員は、熱中症対策を実施していることを確認する（立会）。

### 2. 熱中症対策費用（参考）

- (1) 熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）については、港湾局「港湾請負工事における熱中症予防・防寒対策に関する積算要領」に準じ、以下を想定している。
  - ・熱中症飴、タブレット
  - ・経口補水液
  - ・熱中症対策キット
  - ・ヘルメット取付ソーラー充電式ファン
  - ・クーリングベルト
  - ・遮光チョッキ
  - ・速乾性および通気性の良い安全チョッキ
  - ・空調服

(2) 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、港湾局「港湾請負工事における熱中症予防・防寒対策に関する積算要領」に準じ、以下を想定している。

- |             |           |
|-------------|-----------|
| ・暑さ測定器具     | ・冷蔵庫      |
| ・遮光ネット      | ・製氷機      |
| ・ドライミスト発生器具 | ・自動販売機    |
| ・ミスト扇風機     | ・日除けテント   |
| ・作業場用大型扇風機  | ・簡易休憩所    |
| ・送風機        | ・休息車      |
| ・エアコン       | ・クーラーボックス |
| ・給水器        | ・熱中症対策バンド |
| ・シャワー室      |           |

#### 4. 特記仕様書への記載

下記の内容を参考に、業務の内容に合わせ特記仕様書へ記載する。

○業務における熱中症対策に関する費用計上

(1) 作業（業務）計画書

間接原価※に計上されていない現場の施設や設備に対する熱中症対策を実施する場合、受託者は施設・設備の種類や規模、設置期間等を作業（業務）計画書に記載し、監督員の確認を受けなければならない。

(2) 費用

ア 間接原価※に計上されていない現場の施設や設備に対する熱中症対策の費用について、当初は計上していない。

イ 設計変更は、受託者が作業（業務）計画書に従って対策した(1)の内容を対象に、受発注者間で協議して行う。

(3) 作業記録写真

業務完了時には、(1)の熱中症対策の実施写真を提出するものとする。

(4) 実施方法

実施にあたっては、『港湾局「業務における熱中症対策に関する積算要領」』に基づき行う。要領は、港湾局ホームページから入手することができる。

<https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/business/keiyaku>

※設計業務においては「間接原価」、測量・調査等業務においては「間接測量費」、土質調査業務においては「業務管理費」にそれぞれ読み替える。

## 5. 本要領の出典について

本要領の出典は、国土交通省ホームページから入手できる。

参考URL：[https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_fr5\\_000019.html](https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000019.html)

## 附則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。